

(文教科科学委員会)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改める。
- 二、スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とする。
- 三、この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。